

# 日本ボーイスカウト佐賀県連盟 技能章考査員に関する規程

日本ボーイスカウト佐賀県連盟

教育規程4-22の規定により、技能章考査員については次のように定める。

- 1 県連盟に技能章考査員をおく。
- 2 技能章考査員は、技能章の考査について専門的知識を有する者のうちから、  
県連盟理事会の議を経て連盟長が委嘱する。
- 3 委嘱期間は2年とし再任を妨げない。
- 4 技能章考査員の選考については、技能章考査員に関する規程施行細則に定める。

## 附 則

この規程は、令和7年8月25日から施行する。

## ボーイスカウト日本連盟 教育規程 (資料)

### <技能章考査員及び技能章指導員>

#### 4-22 技能章考査員

技能章考査員は、技能章の考査について専門的知識を有する者のうちから、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

#### 4-23 技能章指導員

技能章指導員は、プログラムの特定部門について専門知識を有し、課目を通してスカウトと接触することが適している者のうちから、県連盟理事会の議決を経て、県連盟理事長が委嘱する。ただし、地区を有する県連盟は、地区委員会の議決を経て、地区委員長が委嘱する。

日本ボーイスカウト佐賀県連盟  
技能章考査員に関する規程施行細則

1 技能章考査員の資格要件

- (1)技能章考査員は、担当する技能章課目について専門知識や資格を有し、考査の選考の判定を判断できる能力を有すること。
- (2)技能章の考査を通じて、スカウトと接することに適している者
- (3)加盟員であることは要件としないが、スカウト運動に対する理解を持つ者
- (4)20 歳以上の者であること

2 技能章考査員選考委員会の設置

理事会の下に技能章考査員選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を置く。

3 選考委員会の構成

- (1)選考委員会は、県コミッショナー が主宰する。
- (2)選考委員は、プログラム担当理事・県コミッショナー・事務局長・他役員の中から若干名を選出する。

4 選考委員会の開催

選考委員会は、必要に応じて随時開催する。

※基本的には、理事会開催時に必要に応じて開催するものとする。

5 技能章考査員の推薦及び選考

- (1)各団は各技能章に関する資格要件に該当する候補者を選考委員会に推薦する。
- (2)選考委員会は、各団から推薦のあった候補者の資格等を検討の上、技能章考査員を決定し理事会での承認を得る。

6 技能章考査員名簿の作成

県連盟は「技能章考査員名簿」を作成し各団に公表する。

附 則

この細則は、令和7年8月25日から施行する。